

国民健康保険事業に係る国の財政支援の拡充及び広域化の 早期実現について

【社会環境部会】

昨年4月に成立した国民健康保険法改正による国民健康保険の財政基盤強化策の恒久化は、一定の効果は見込まれると考えられるものの、公費負担の増を含めた国保の抜本的な改革への解決策とはなっていない。

また、政府の社会保障制度改革国民会議においても、国保の運営主体を都道府県とする方向性は示されたものの、国保財政基盤強化についての議論は未だ不十分と言わざるを得ない。

また、医療給付費が年々増大する一方で、近年の景気の後退による所得減少から保険税収入が落ち込み、医療費の支払いに見合う保険税収入を確保することが困難な状況にある。今後も被保険者の高齢化などにより、ますます市町村国保の財政運営が悪化していくものと推測されており、市町村国保は、国民皆保険制度の「最後の砦」としての役割を担っているが、もはや市町村レベルで運営を行うことは限界である。

については、引き続き次の事項について国に働きかけるほか、県においても適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 市町村国保を取り巻く情勢は、医療費の伸びなどから依然として厳しい財政状況にあり、今後も巨額な財政赤字を抱える構造が継続するものと推測されることから、国民健康保険事業に対する国庫負担を増額すること。
- 2 当面、地域経済の落ち込みによる国保税収の減少に対するカバー分について、国の財政支援の増額を図ること。
- 3 国庫負担の増額が実現するまでの間の暫定的措置として、普通交付税による国保財政基盤安定対策を講じること。
- 4 医療費抑制努力等が保険料に反映されるなどの制度設計に基づく市町村国保の都道府県広域化の早期実現に努めること。